

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管施設を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する実績報告について(様式修正)

平素より、障がい保健福祉施策の推進について、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、令和7年6月25日付障第399号で依頼しているところですが、今般、様式に修正が生じたので、再度、お知らせします。

既に作成又は提出いただいている事業者様には大変ご面倒をおかけしますが、修正後の様式で再度ご報告いただきますようお願いいたします。

記

1 提出ファイル

【必須】

- ①【修正後】福祉・介護職員等処遇改善加算等 実績報告書(令和6年度)
- ②福祉・介護職員等処遇改善加算等総額のお知らせの写し(国保連合会より送付される文書)

◆ 様式は岐阜県障害福祉課ホームページに掲載しています。

【県ホームページ】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/215005.html>

「令和6年度処遇改善加算実績報告書の提出について」

2 提出期限

令和7年7月31日(木) 必着

3 提出方法

- ・下記及び県ホームページに示すオンライン申請フォームから提出してください。
- ・なお、オンライン申請フォームは、計画書の提出先により異なりますので、ご注意ください。

<岐阜地域福祉事務所宛て>

<https://logoform.jp/form/T8mB/1105137>

<障害福祉課宛て>

<https://logoform.jp/form/T8mB/1100379>

※オンライン申請フォームには、1つの回答欄に1つのファイルしか添付することができません。

「福祉・介護職員等処遇改善加算等総額のお知らせの写し」につきましては、提出が必要なファイ

ルを集約して提出してください。なお、その方法については、別添 Q&A をご確認ください。

4 提出先

(1) ・岐阜圏域（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）
に所在する指定事業所・施設

・岐阜市内に所在する指定障害児入所施設

→ 岐阜県岐阜地域福祉事務所 地域福祉第二係

(2) 上記（1）以外の指定事業所・施設

※複数の圏域にまたがって事業所・施設を運営する法人を含む

→ 岐阜県健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係

※岐阜市のみに計画書を届け出ている場合は、岐阜市障がい福祉課へ実績報告を提出してください。

※岐阜県と岐阜市の両方に計画書を届け出ている場合は、それぞれの指定権者（岐阜県・岐阜市へ実績報告を提出する必要があります。各指定権者の指示に従い、必要書類の提出をしてください。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣本	担当	加藤
電 話	058-272-8302（直通）		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		
所 属	岐阜県岐阜地域福祉事務所福祉課地域福祉第二係		
係 長	宮本	担当	菊川・中村（仁）
電 話	058-272-8287（直通）		
F A X	058-278-3526		
E-mail	c22801@pref.gifu.lg.jp		